■Article(vol.65)■ ……

消費税増税法案―衆議院で可決―

日税研専務理事　坂田純一

……

去る6月26日、いわゆる「消費税増税法案」を含む「社会保障と税の一体改革関連法案(以下、「一体法案」という。)」が衆議院において可決成立し、「消費税率が、2014年4月に8%、15年10月に10%と2段階で引き上げる」との消費税増税が実現する方向となった。

修正された一体法案は、急転直下、成立した。その理由は、三党(民主党・自民党・公明党)の実務者が政府提出7法案の修正協議を進めた結果、「社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意書(以下、「合意文書」という。)」が出来上がり、その後、各党幹事長による「三党確認書」が締結されたことが大きい。

「三党確認書」とは、「民主党、自由民主党及び公明党は、平成24年6月15日の社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（以下「合意文書」という。）を誠実に実行するものとし、以下を確認する。1.「合意文書」に基づき、社会保障制度改革推進法案及び認定子ども園法改正案を三党の議員立法で提出した。2.今後、総合子ども園法案を除く社会保障・税一体改革関連六法案につき、「合意文書」に基づき、議員修正を行う。3.総合子ども園法案を除く上記八法案につき、速やかに衆議院で採決し、今国会で成立を図ることとする。」との内容となっている。なお、「合意文書」には、修正協議の具体的な内容(法案イメージ等)も記載されていることから、それらの内容については後述することとしたい。

参議院に送付された法案は、7月6日の同院本会議で民主党、自民党、公明党三党などの賛成多数で「一体改革特別委員会」の設置を決めたこともあり、この11日から、いよいよ参議院での審議が開始される。審議が順調に行われれば、8月中下旬にも採決される予定であるとされている。

ところで、「税率引上げ」の実施に当たって、これまで、自民党政権時代でも「景気に配慮すべき」との経済対策が強い意見とされてきているが、民主党政権に交代しても同様な議論が同党内で行われてきた。今回の「合意文書」では、特にこの点につき附則18条第2項で「税政の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。」とされ、同第3項で「この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」とされている。条文に具体的な数値目標はないものの、景気動向によっては「施行停止もあり得る」ことが明記された。

国会での審議中、マスメディアの世論調査等を通じ、「消費税増税も社会保障の充実のためにならば止むを得ない」との一部の容認意見もくみ取れるが、どうも増税後の使途については必ずしもそのようにはなっていないようである。自民党は、すでに「国土強靭化法案」を 6 月 4 日に国会に提出しており、そこでは「防災のための公共事業として、今後 10 年間で総額 200 兆円の規模をインフラ整備すべし」と提言しているし、民主党もこれまでの「コンクリートから人への」というマニフェスト理念を変更したが如く整備新幹線を含む公共事業の拡大を決定している。消費税増税分が、社会保障の拡大・充実にどのように使われるのか。国民は、これらの動向等を注視していかなければならないと思う。

・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（原案）
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/tk20120330h.pdf
・社会保障・税一体改革法案三党合意（民主党 HP より）
社会保障・税一体改革で民主・自民・公明の３党実務者合意案まとまる 2012 年 06 月 15 日 http://www.dpj.or.jp/policies
・三党提出法案・修正案（民主党 HP より）
衆院社保・税一体改革特委】３党提出法案・修正案を趣旨説明 2012 年 06 月 22 日 http://www.dpj.or.jp/policies

【合意文書】から主な内容を抜粋

【合意文書】の主な内容を概観する前に、まず、今一度、記憶を呼び起こすために昨年の 12 月 10 日に公表された税制調査会の「平成 24 年度税制改正大綱」を思い出してみたい。第 1 章基本的な考え方における 2.税制抜本改革へ向けてでは、「社会保障は、財政の最大支出項目であり、更なる高齢化により今後も歳出の増大が見込まれるとともに、極めて重要な成長分野です。同時に、信頼できる社会保障制度が確立されることで、国民は安心して消費を拡大することが可能となります。しかし、現状では社会保障費の負担の多くを将来世代に先送りしており、このままでは持続しえない状況となっています。また、欧州債務危機等により、財政リスクへの市場の懸念が高まる中、我が国財政は一層厳しさを増しており、財政健全化は一刻の猶予も許されない課題です。

こうした状況を踏まえ、社会保障の機能を強化するとともにその安定財源を確保し、社会保障強化と財政健全化を同時に達成するため、社会保障と税の一体改革の検討を進め、本年 6 月にその成案が取りまとめられました。『（中略）

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条（巻末：筆者注）に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる』とされています。これを受けて、本年9月に発足した野田政権の「基本方針」（平成23年9月2日閣議決定）では、「社会保障・税一体改革成案を早急に具体化する」こととされ、12月5日の政府・与党社会保障改革本部では、野田総理から「年内目途に、6月の「成案」を具体化した「素案」とりまとめ」との指示がなされました。

この総理指示を受け、税制調査会においては、平成24年度税制改正と並行して、税制抜本改革の具体化に向けた検討を進めているところであり、その取りまとめへ向け、議論を加速してまいります。」とされていた。

一連の修正法案では消費税率引上げを除き、特に、社会保障改革については「社会保障制度国民会議」を設置し、改めて検討するとされ「大綱の要諦」や「具体的な改革条項」の多くが先延ばしされているようである。また、可決成立に至る過程では、特に、民主党内における合意形成の混乱があり、その後、衆議院本会議で反対票を投じた議員の一部が同党を離党するという異常事態も発生し、政局不安に拍車を掛けることにもなってしまっている。

以下の記載は、【合意文書】の内容から主な論点を抽出したものである。

一　社会保障制度改革推進法案について

「社会保障制度改革推進法案（以下、「推進法案」という。）」の骨子に基づき、同法案を速やかにとりまとめて提出し、「一体法案」とともに今国会での成立を図る。

「推進法案」は、その目的として「（前略）安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進する」とされている。また、「基本的な考え方」では、自民党の主張を入れたといわれる「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせれるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していく」との項目が第一番目に掲げられている。実施の時期としては、「この法律の施行後一年以内に、第9条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする」とし、ここでいう「社会保障制度改革国民会議」については、内閣に設置し、委員（20人以内）としては優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命するとし、国会議員であることを妨げないこととされている。

二　税関係の協議結果について

政府提出の税政抜本改革2法案については、「以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。」とされた。

○ 所得税関係

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

所得税に係る規定（第4条）は削除するが、最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、今回の政府案(課税所得5,000万円超について45%)及び協議の過程における公明党の提案(課税所得3,000万円超について45%、課税所得5,000万円超について50%)を踏まえつつ検討を進めるとされている。

○ 資産課税関係

資産課税に係る規定(第5条、第6条)は削除するが、相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き上げる等としている今回の政府案を踏まえつつ検討を進めるとされている。

○ 消費税関係

消費税率の引上げに当たっては、低所得者に配慮した施策を講ずることとし、以下を確認する

低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め及び「複数税率の導入」について、それぞれ「財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とするとされた。

（注）所得税法附則104条要旨（税制の抜本的な改革に係る措置）

なお、この措置の詳細条文ついては、平成23年8月号のメルマガに掲載済であり参照されたい。平成21年度税制改正法附則104条第1項とは、次のような内容をいう。

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。」

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。